

(素案)

水戸市ごみ処理基本計画（第3次）

【計画の構想，基本施策】

目 次

第3章 計画の構想	1
1 目指すべき姿	1
2 基本方針	2
3 計画目標	2
第4章 基本施策	9
1 施策の体系	9
2 具体的施策と主な取組	10
3 計画の推進体制	24
4 計画の進行管理	26

第3章 計画の構想

1 目指すべき姿

本市は、前計画のもと、ごみの減量化を優先課題とし、計画の目標達成に向け、ごみ減量に係る啓発や家庭ごみ有料制の導入など、様々な施策に取り組み、その結果、2000（H12）年度と比較し、2012（H24）年度には、1年間のごみの量を約2万2千t、市全体のごみの量（約11万t）の2割ほどを減量させることができました。

しかし、本市の1人1日当たりのごみの排出量は、全国、県及び類似する市の平均を上回る一方、リサイクル率は、それらの平均を下回っている状況にあります。

また、前計画においては、排出ごみ量の減量化目標を総体的に20%と定めていましたが、家庭系ごみと事業系ごみそれぞれについて見てみると、家庭系ごみは目標をほぼ達成したものの、事業系ごみは目標達成に至りませんでした。

循環型社会の構築に向けては、資源の枯渇や地球温暖化など、環境に配慮しながら、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うとともに、3者の協働を図り、その実現に向けた取組を進めていくことが求められます。

このような中、国においては、2013（H25）年に、第3次循環型社会形成推進基本計画（以下「第3次循環計画」という。）において、廃棄物処理の優先順位を①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処理と定め、特に、リサイクルに比べて取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化に向けた施策の方向性が示されました。

本市においては、国の方向性も踏まえ、発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を最優先事項と位置付け、これらに積極的に取り組むとともに、資源の有効活用を図るための再資源化（リサイクル）を推進することにより、資源循環型都市・水戸の構築を目指し、本計画の目指すべき姿を次のように定めます。

快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸

～ 発生抑制・再使用と再資源化の徹底 ～

2 基本方針

前計画における課題を踏まえ、本計画においては、次のとおり三つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

■基本方針Ⅰ

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

ごみの排出量については、他の自治体と比べて多い状況にあり、本市におけるごみの排出抑制は急務であるため、大量消費からの転換と持続可能な社会形成に向け、国の方向性も踏まえ、発生抑制（リデュース（Reduce））、再使用（リユース（Reuse））を最優先事項として取り組むものとします。

■基本方針Ⅱ

分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大

ごみ及び資源物については、新ごみ処理施設の稼働に合わせ、新たな分別品目を設け、ごみの分別徹底を啓発するなど、再資源化（リサイクル（Recycle））の拡大に向けた施策を展開し、循環型社会の構築に向けた取組を進めるものとします。

■基本方針Ⅲ

資源循環型の廃棄物処理システムの確立

新ごみ処理施設の稼働に合わせ、新たな収集運搬体制や収集サービスなど、廃棄物処理システムの確立に向けた取組を進めるものとします。

3 計画目標

本計画では、環境に配慮した循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を明確にし、ごみの発生抑制と再使用及びリサイクルを推進するため、目標項目・数値を設定します。

目標年度までに目標数値以上の数値を達成できるよう、ごみの排出量の減及びリサイクル率の増に向けた施策を推進します。

本計画の予測人口、目標項目・数値及びごみ排出量の推移と将来推計を、次のとおり示します。

表 3-1 計画の目標項目・数値

目標項目・数値	年度	実績値		【中間年度】	【目標年度】
		2000 (H12) 年度	2012 (H24) 年度	2018 (H30) 年度	2023 (H35) 年度
総人口		260,862 人	269,681 人	272,556 人	270,604 人
目標項目・数値 1 1 人 1 日当たりの ごみ排出量		1,379 g	1,108 g	1,070 g 以下	1,032 g 以下 (25%以上減)
目標項目・数値 1-① 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量		823 g	667 g	649 g 以下	596 g 以下 (25%以上減)
目標項目・数値 1-② 事業系ごみ排出量		38,588 t	33,604 t	32,369 t 以下	29,361 t 以下 (20%以上減)
目標項目・数値 2 リサイクル率		13.4%	17.2%	20%以上	25%以上

※ 本計画においては、国や前計画において基準年度とした 2000 (H12) 年度を基準年度とする。

※ 2018 (H30) 年度及び 2023 (H35) 年度の総人口は、6 水総において推計した人口とする。

【ごみ排出量の推移と将来推計値】

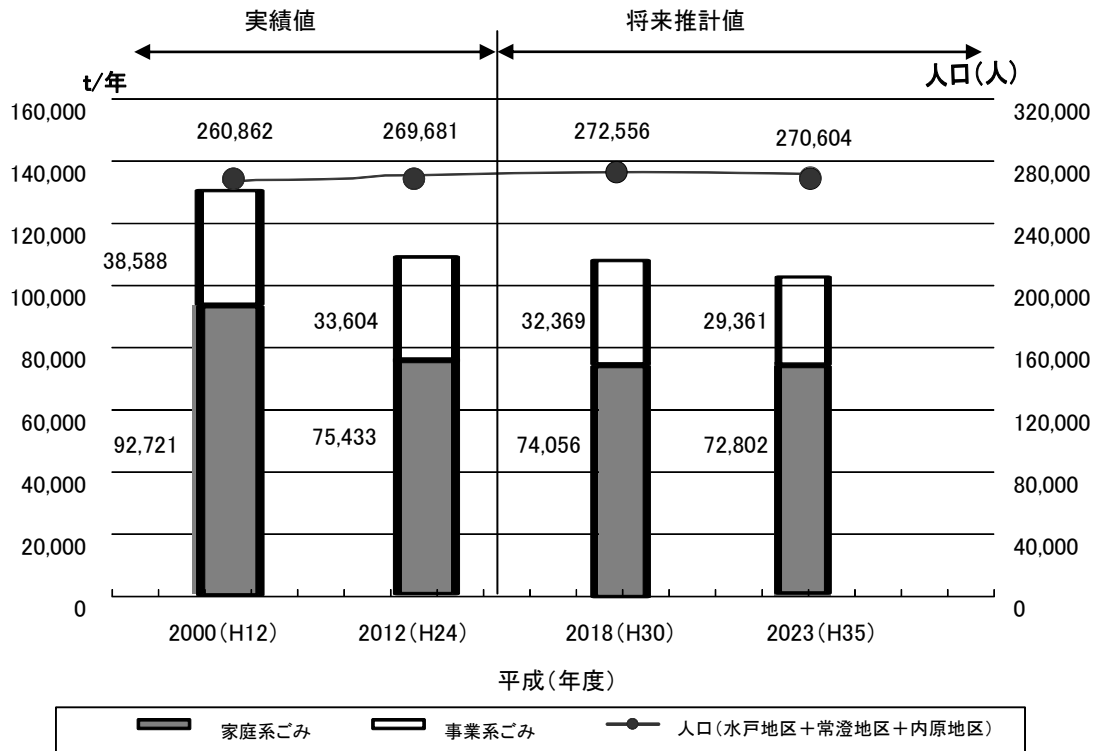


図 3-1 ごみ排出量の推移と将来推計

※ 本市では、2006 (H18) 年度に燃えるごみと燃えないごみの有料制を導入し、ごみ量が大きく変化したため、本計画では、2006 (H18) 年度から 2012 (H24) 年度の7年間の実績を基に推計を行っています。

目標項目・数値1

1人1日当たりのごみ排出量 約25%以上削減(2000(H12)年度比)

- 第3次循環計画において目標として設定した1人1日当たりのごみ排出量約25%減(2000(H12)年度比)を踏まえるとともに、市民・事業者にとって日常生活の中で分かりやすい「1人1日当たりごみ排出量」(g/人・日)を目標項目として、2000(H12)年度比で約25%以上の削減を目標数値として設定します。
- 2000(H12)年度は1人1日当たり約1,379g、2012(H24)年度は約1,108g(2000(H12)年度比19.7%減)の排出量となっています。
- 市民・事業者・行政の協働により、ごみの発生抑制及び再使用への取組を最優先に行うことにより、2000(H12)年度比で、中間年度の2018(H30)年度までに1,070g(22.4%減)以下に、目標年度の2023(H35)年度までに1,032g(25.2%減)以下にすることを目指します。

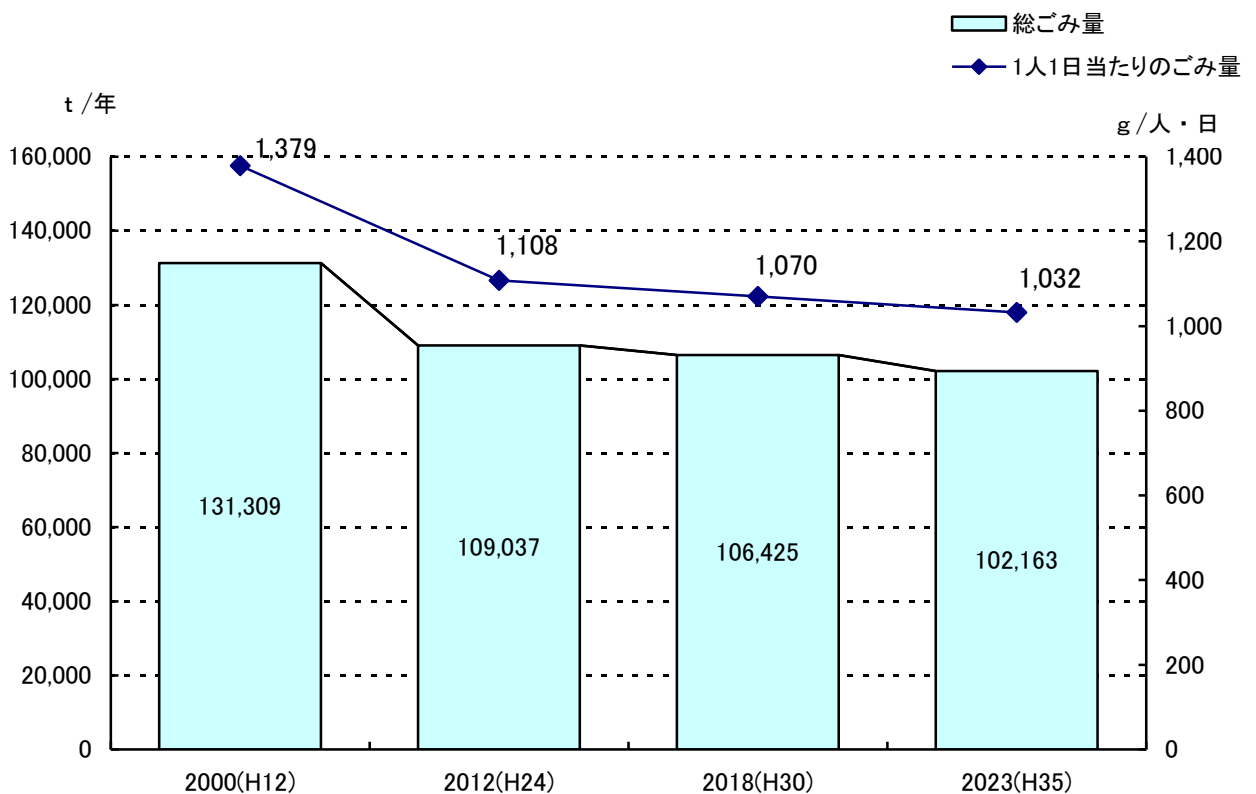


図 3-2 ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量

目標項目・数値1-①

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約25%以上削減(2000(H12)年度比)

- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量についても、第3次循環計画を踏まえるとともに、市民のごみ減量化や分別収集の努力、行政の周知・啓発の効果を表す指標として目標項目に設定します。また、2000(H12)年度比で約25%以上の削減を目標数値として設定します。なお、目標数値は資源物を除いたものとします。
- ・ 2000(H12)年度は1人1日当たり約823g、2012(H24)年度は約667g(2000年度比19.0%減)の排出量となっています。
- ・ 2000(H12)年度比で、中間年度の2018(H30)年度までに649g(21.1%減)以下に、目標年度の2023(H35)年度までに596g(27.6%減)以下にすることを目指します。

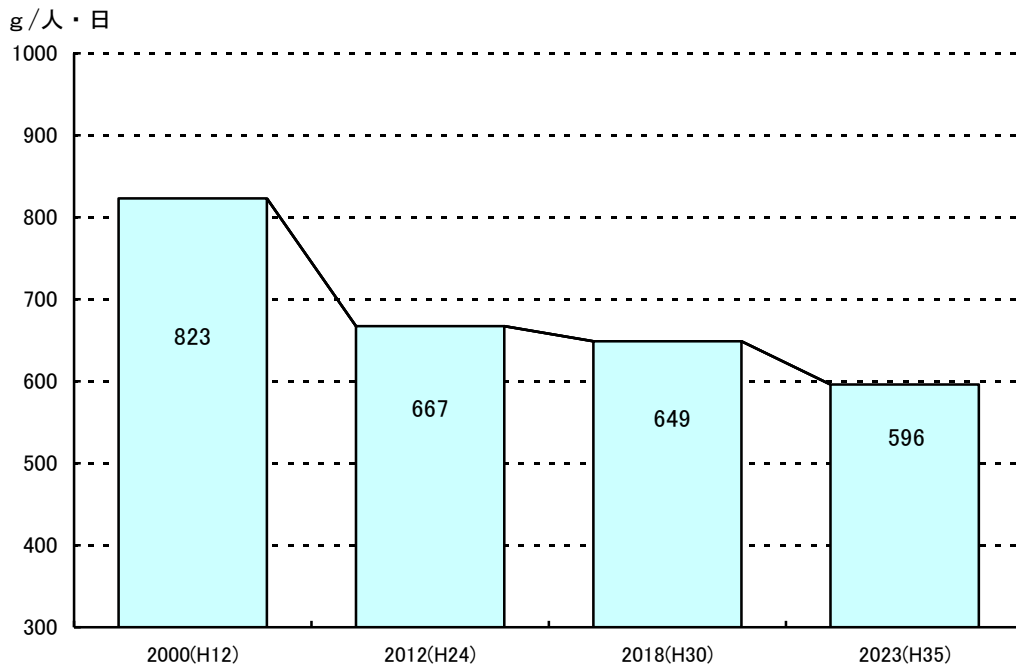


図 3-3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

目標項目・数値1-②

事業系ごみ排出量 約20%以上削減(2000(H12)年度比)

- ・ 事業系ごみ排出量についても、第3次循環計画を踏まえるとともに、事業者の一般廃棄物の減量化・分別の努力、行政の周知・啓発・指導の効果を表す指標として目標項目に設定します。
- ・ 目標数値については、第3次循環計画では、約35%減と定められていますが、本市においては、本市の産業構造の特性等を考慮し、2000(H12)年度比で約20%以上の削減と設定します。
- ・ 2000(H12)年度は年間38,588t、2012(H24)年度は年間33,604t(2000年度比12.9%減)の排出量となっています。
- ・ 2000(H12)年度比で、中間年度の2018(H30)年度までに年間32,369t(16.1%減)以下に、目標年度の2023(H35)年度までに29,361t(23.9%減)以下にすることを目指します。

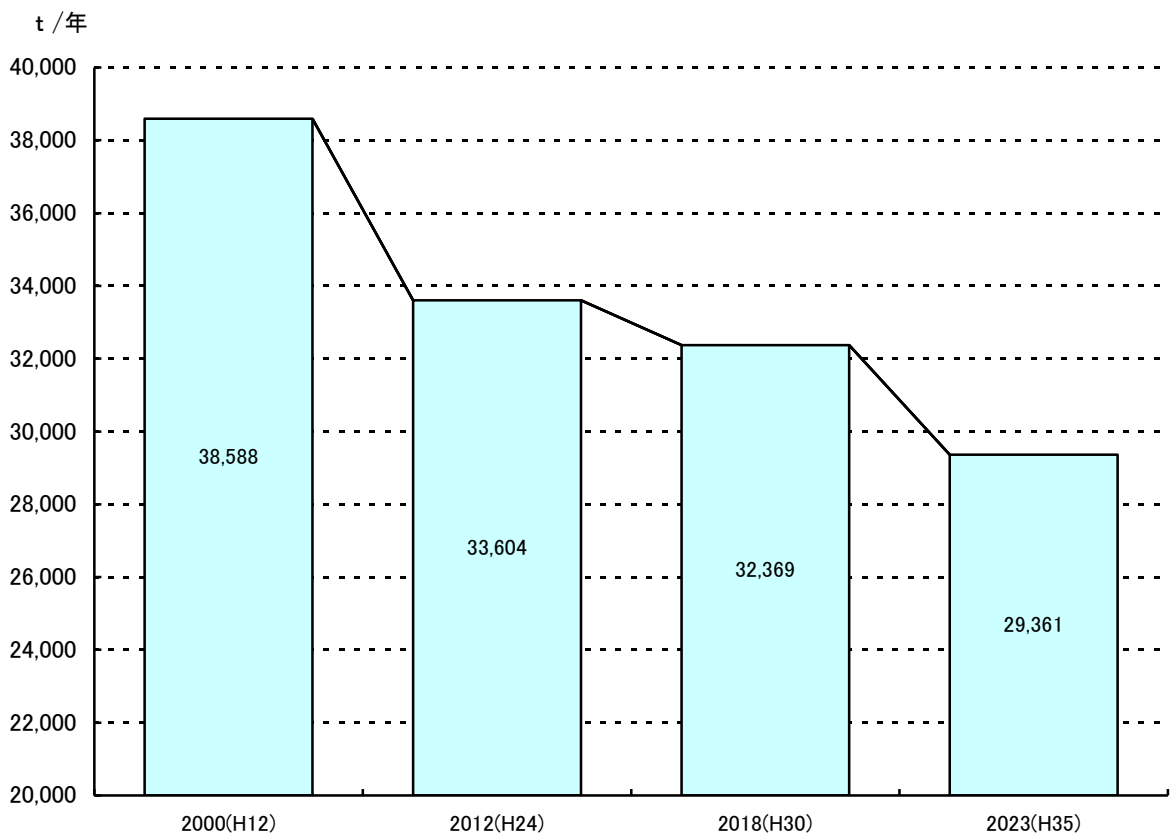


図 3-4 事業系ごみ排出量

目標項目・数値2

リサイクル率

約25%以上

- ・ 廃棄物処理法に基づく基本方針において目標として設定したリサイクル率約25%を踏まえ、ごみの適正分別の促進やリサイクルセンターの整備に伴う新たな資源物の分別収集等の推進の指標となるリサイクル率を目標項目として設定します。また、約25%以上(約12%以上増(2000(H12)年度比))を目標数値として設定します。
- ・ 2000(H12)年度のリサイクル率は約13.4%、2012(H24)年度は約17.2%(民間ルート分を含む。)となっています。
- ・ 市民・事業者・行政の協働により、資源物の分別・再資源化を徹底することにより、中間年度の2018(H30)年度までに約20%以上に、目標年度2023(H35)年度までに約25%以上にすることを目指します。

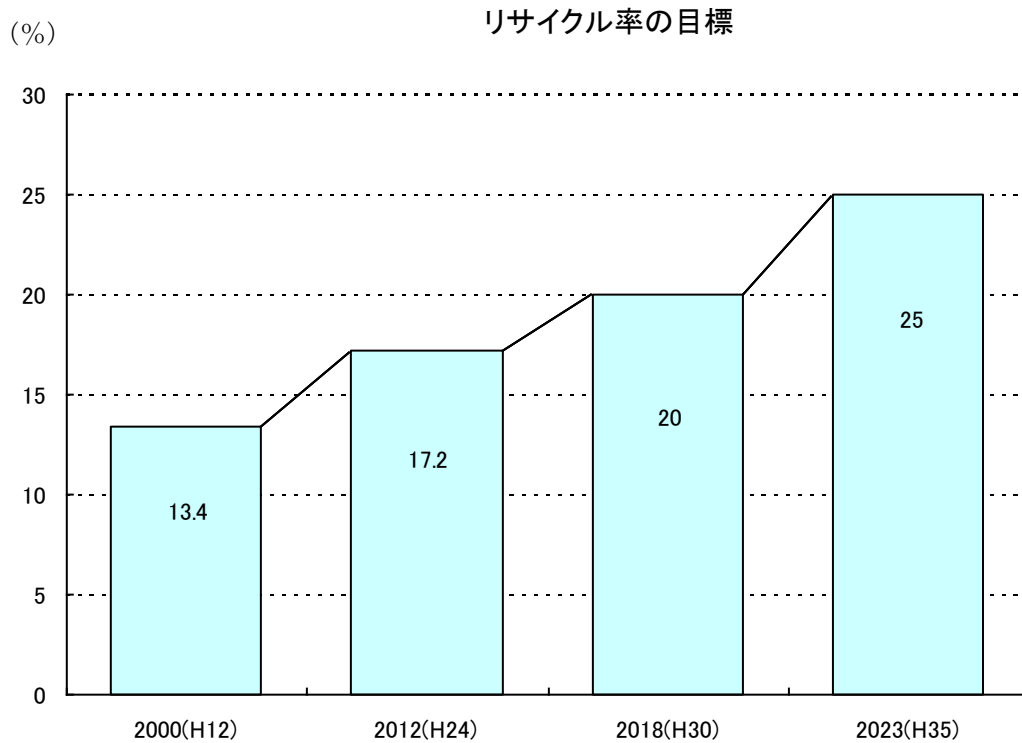
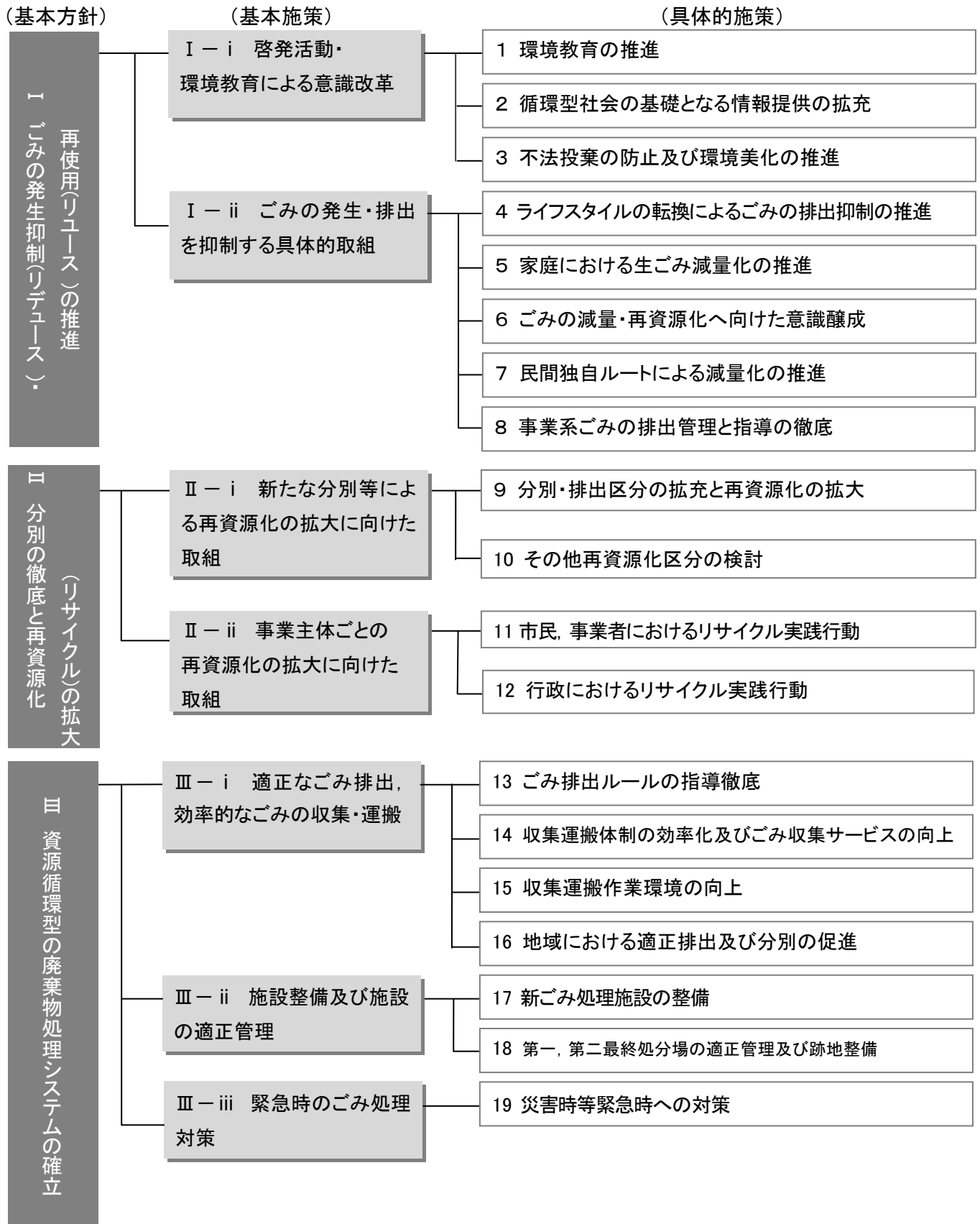


図 3-5 リサイクル率

第4章 基本施策

1 施策の体系



2 具体的施策と主な取組

基本方針Ⅰ

「ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進」に基づく施策

Ⅰ－ⅰ 啓発活動・環境教育による意識改革

1 環境教育の推進

ごみの発生抑制や資源の有効活用を推進するためには、排出者となる市民及び事業者が、普段の生活において3Rを意識し、実行に移すことが重要となります。ごみ減量及びリサイクル推進の意識を定着させるため、幼児から大人まで、一貫した環境教育を積極的に行うとともに、各種イベントなどを活用しながら、市民及び事業者のごみの発生抑制、再使用及びリサイクル意識の高揚を図ります。

また、清掃工場やリサイクル施設等の見学会を行うなど、処理施設を活用した学習会を開催し、ごみ減量に係る環境学習の機会の創出を図ります。

さらに、地域団体や教育機関等と連携し、市が地域や学校等へ出向き、ごみ減量、資源化に関する情報提供を行うとともに、ごみの排出抑制の重要性についての意識高揚に努めます。

【主な取組】

- ・リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進
- ・環境イベントの開催（環境フェスタ、親と子のごみ減量教室等）
- ・ごみ処理施設の見学会等の開催
- ・出前講座

2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充

循環型社会の構築に向けては、ごみを出す市民一人ひとりや事業者の理解と協力、さらには自主的行動が必要となることから、市は、市民や事業者にわかり易い情報提供を行うため、広報・啓発を推進していきます。

また、市民はもとより、より多くの方に情報を伝達できるよう、産・学・官の連携等により、インターネットやスマートフォンなどのメディア（情報の伝達媒体）の活用を拡大を図り、積極的な情報提供に努めます。

【主な取組】

- ・新たなごみ関連刊行物の発行
- ・タイヤや消火器など、市で処理できない物の処理方法等の周知

- ・エコ・ショップ認定事業所の拡充
- ・ホームページ、スマートフォン等を活用した情報提供の充実
- ・ごみ減量に関する情報の発信及び周知

3 不法投棄の防止及び環境美化の推進

良好な地域環境を保全し、安心・快適な生活を送るためには、広場や道路等のごみの散乱を防ぎ、不法投棄のないまちづくりを進める必要があります。

現況（2012（H24）年度）では、不法投棄の通報箇所数は137か所となっておりますが、6水総において、2023（H35）年度には80か所に減少させることを目標指標としております。

このため、市においては、不法投棄されない環境づくりのための啓発や不法投棄防止監視員と連携した監視活動の実施・強化を進めるとともに、不法投棄防止監視カメラを増設するなど、不法投棄や不適正排出への対策を強化します。

また、関係諸団体との連携により、環境美化に向けたキャンペーンなどの啓発活動を実施します。

【主な取組】

- ・ごみの不法投棄防止への意識啓発
- ・ごみの不法投棄防止監視活動の推進
- ・環境美化キャンペーン活動の実施

I - ii ごみの発生・排出を抑制する具体的取組

4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進

使い捨て中心の社会から、使える物は繰り返し使う社会への転換に向け、再使用に係る情報を提供するなど、ごみの排出抑制を目指します。

また、県の推進するレジ袋削減事業に取り組む事業者と連携し、家庭ごみの発生抑制を図るとともに、再生紙や再生繊維による衣料など、再資源化された品物を優先的に購入するよう、環境に配慮した消費行動を市民に促します。

【主な取組】

- ・再使用品の情報提供
- ・マイバッグ持参の推進
- ・リサイクル品の優先購入の促進

5 家庭における生ごみ減量化の推進

生ごみは、多量の水分を含んでいるため、排出量に占める割合が高く、生ごみの水切りや分別による堆肥化等への有効活用を徹底することにより、生ごみの排出量を抑制する必要があります。

これまでも、市民団体の協力を得て、生ごみリサイクル講習会等を実施してきましたが、更なる生ごみの減量を推進するため、減量化に関する心構えや方法などの情報提供に努めるなど、取組の強化を進めます。

また、生ごみ処理機器は、生ごみの堆肥化や減量化につながる有効な手段であることから、購入費補助制度の周知を図ります。

【主な取組】

- ・講座・刊行物等による生ごみ抑制に係る情報提供
- ・生ごみ処理機器購入費補助制度の周知

6 ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成

2006（H18）年度に導入した家庭系ごみの有料制について、その効果を検証するとともに、適正なごみ処理の運営確保に向け、ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

また、現在、集団資源物回収優良団体として、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる市民団体を対象に表彰を行っていますが、事業者においても、積極的にごみの減量化・再資源化への取組を行っていることから、表彰制度の対象の拡充を図ります。

【主な取組】

- ・家庭系ごみの有料制導入による効果の検証
- ・ごみ処理手数料の見直しの検討
- ・ごみ減表彰制度の推進

7 民間独自ルートによる減量化の推進

事業系ごみの排出抑制・再資源化を推進するため、事業者に対して、分別の徹底等の啓発・指導を行うとともに、一般廃棄物収集運搬業者等と連携した民間独自ルートでの再資源化を推進します。

また、事務所において、従来、紙くずとして処理されてきたシュレッダーくずなどの再利用を図るため、その再資源化ルートの確立に向けた検討を進めます。

【主な取組】

- ・適正な分別及び再資源化の啓発・指導
- ・シュレッダーくずなどの再資源化ルートの確立に向けた検討

8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについて、ごみ量の実態把握等を行うため、一般廃棄物収集運搬業者等と連携して調査を実施するとともに、多量にごみを排出する事業者に対するごみの減量の指導や事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止の指導について、強化を進めます。

また、事業者に対し、一般廃棄物収集運搬業者等と連携した分別及び適正排出の徹底の周知、ごみ減量セミナーの開催、実施事例情報の提供などを図ります。

さらに、事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成や排出量や事業形態に応じた新たな処理方法の検討を進めます。

【主な取組】

- 事業系ごみ量の実態把握のための調査
- 多量にごみを排出する事業者に対する減量指導の強化
- 家庭系ごみへの混入防止の指導強化
- 一般廃棄物収集運搬業者等と連携した資源分別収集システムの形成
- 事業系ごみの分別及び適正排出の周知
- 事業者に対するごみ減量セミナーの開催、実施事例情報の提供
- 事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成の検討
- 事業系ごみの適正な処理運営及び新たな処理方法の検討

基本方針Ⅱ

「分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大」に基づく施策

Ⅱ－ⅰ 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組

9 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大

既に分別収集（拠点回収及び集団資源物回収）、資源化を実施しているペットボトルに加え、プラスチック製容器包装について、リサイクルセンターの整備に合わせ、集積所での分別収集を開始します。

また、ごみ処理量の削減とさらなる再資源化、適正排出を目指すため、使用済小型家電について対象品目を拡充するとともに、有害ごみ（スプレー缶、蛍光灯、乾電池など）について分別区分の見直しを行います。

さらに、市民の利便性と超高齢化社会等に対応した収集体制を構築するため、申込制による家具などの粗大ごみの戸別収集を実施します。

【主な取組】

- ・ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の実施
- ・使用済小型家電の対象品目の拡充
- ・有害ごみの分別区分の見直し
- ・申込制による粗大ごみの戸別収集

10 その他再資源化区分の検討

事業系生ごみについては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律*（食品リサイクル法）により、事業者自らが再資源化に取り組むよう規定されましたが、ごみ減量をさらに促進するため、実態調査を行うとともに、生ごみのリサイクルに係る情報を事業者へ提供し、再資源化を推進します。

また、新聞紙、ダンボール、紙パック、その他の紙類（雑誌、書籍、広告紙、ボール紙、紙袋、ノート、パンフレットなど）の分別収集を行っていますが、紙製容器包装であるスナック菓子箱などの小さな紙類や包装紙などは燃えるごみとして出されていることから、その実態を把握するとともに、再資源化のための収集方法等の検討を進めます。

さらに、新ごみ処理施設の整備に合わせ、焼却灰等の有効利用を図ります。

【主な取組】

- ・事業系生ごみの再資源化に関する調査及び再資源化の推進
- ・紙製容器包装の再資源化に関する調査及び収集方法等の検討
- ・ごみ焼却灰等の有効利用

II-ii 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組

11 市民、事業者におけるリサイクル実践行動

地球環境への負荷の低減に向け、資源を有効活用するためには、市民一人ひとりがごみの分別・再資源化を意識し、リサイクル実践行動に取り組むことが重要であるため、市ホームページやソーシャルネットワーキングサービス*（SNS）を活用するなど、情報提供に努めます。

また、集団資源物回収については、協力団体の意向を踏まえた品目の指定や協力団体の拡充等を行い、回収量の増を図ります。

さらに、事業者が自主的に取り組む店頭回収については、取組事業者の拡大を推進します。

【主な取組】

- ・フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムへの登録推進
- ・集団資源物回収の充実
- ・店頭及び回収拠点等の拡大

12 行政におけるリサイクル実践行動

市民及び事業者が自主的に取り組む再使用や資源物回収等の関連情報について、その提供を行う環境づくりを進めます。

また、職員のごみ減量やリサイクルに対する意識を徹底し、公共施設における資源物回収を率先して実施するとともに、学校給食等の生ごみのリサイクルや公園等のせん定枝の活用など、緑のリサイクルを推進します。

【主な取組】

- ・フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムの構築
- ・集団資源物回収の啓発及び促進
- ・職員の減量意識の徹底
- ・学校給食等における生ごみのリサイクルの実施
- ・公園等のせん定枝の活用推進

基本方針Ⅲ

「資源循環型の廃棄物処理システムの確立」に基づく施策

Ⅲ－ⅰ 適正なごみ排出，効率的なごみの収集・運搬

13 ごみ排出ルールの指導徹底

ごみ集積所の清潔保持と管理強化を図るため、地域団体等の協力を得ながら、ごみ排出ルールの指導を行うとともに、自治会未加入者、外国人市民等に対し、ごみの分け方と出し方の周知・徹底を図ります。

また、事業系ごみについては、定期的な搬入物の検査を実施するなど、清掃工場へ搬入されるごみの搬入状況の把握に努めるとともに、適正な搬入に向けた指導の強化を行います。

【主な取組】

- ・ごみ排出ルールの指導
- ・自治会未加入者、外国人市民等に対するごみの分け方と出し方の周知徹底
- ・搬入物検査の実施及び適正搬入に向けた指導

14 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上

収集品目、地域別ごみ収集量、収集経路、市民の利便性等を踏まえ、収集運搬体制の効率化を図ります。

また、超高齢化社会に対応した収集サービスについて、地域の市民ボランティア団体等と連携した取組を進めます。

さらに、水戸地区・常澄地区において、市民の利便性の向上や、リユース効果の促進を図るため、申込制による家具などの粗大ごみの戸別収集を行います。

【主な取組】

- ・リサイクルと適正処理に適した収集運搬体制の確立
- ・収集運搬における民間活力の活用の検討
- ・ごみの排出等に係るボランティア団体との連携
- ・申込制による粗大ごみの戸別収集（再掲）

15 収集運搬作業環境の向上

収集運搬作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境を確保するため、職員研修等を充実させるとともに、スプレー缶等有害ごみの分別収集を行います。

また、ごみ収集による環境への負荷低減を図るため、低公害車等の導入を検討します。

【主な取組】

- ・労働安全研修会の実施と職員の意識向上
- ・有害ごみの分別収集の実施（再掲）
- ・環境負荷の少ない収集車の導入

16 地域における適正排出及び分別の促進

町内会や自治会において、ごみの分け方・出し方等の勉強会を開催するなど、地域と連携しながら、集積所へのごみの適正な排出及び正しい分別を促進します。

【主な取組】

- ・地域と連携した取組の強化

Ⅲ－ⅱ 施設整備及び施設の適正管理

17 新ごみ処理施設の整備

廃棄物の効率的な処理に向け、環境への負荷を最小限に抑える最新技術を導入した新たなごみ焼却施設を整備します。整備に当たっては、環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じ、ごみを安定的・効率的に処理するとともに、資源の有効利用が図れる施設とします。また、災害廃棄物の処理拠点として、災害廃棄物の処理を考慮した施設整備を進めます。さら

に、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用方法について検討を進めます。

また、燃えないごみの破碎処理とびん・缶、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の再資源化を進めるためのリサイクルセンターを整備します。整備に当たっては、不用品の補修、再生品の展示等を実施するとともに、ごみ減量、再使用等に係る環境学習を行えるよう、啓発機能を併せ持つ交流拠点施設として検討します。

さらに、新施設と連携した新たな最終処分場の整備を進めます。

【整備する施設の概要】

施設名		処理能力及び処理方式等	
新清掃工場	ごみ焼却施設	処理能力	約 370t/日 (123.4t/日×3 炉)
		処理方式	ストーカ方式 (主灰の有効活用に資する設備を含む。)、ガス化熔融方式 (シャフト式又は流動床式) のいずれか
	リサイクルセンター	処理能力	約 60t/日 (燃えないごみ 20t/日、資源物 40t/日)
		処理方式	燃えないごみ：破碎、選別 資源物：選別、圧縮、梱包
最終処分場	埋立容量	約 128,000m ³ (覆土量を含む。)	
	埋立対象物	飛灰固化物、不燃破碎残渣	
	埋立地の構造	被覆型最終処分場	

【主な取組】

- ・ 高効率発電施設として機能するごみ焼却施設の整備
- ・ 環境学習の場及びリユース推進の場としても機能するリサイクルセンターの整備
- ・ 新たな最終処分場の整備
- ・ 小吹清掃工場の機能保全及び跡地の整備に向けた検討
- ・ 市域全域での単独処理への移行等に向けた一部事務組合との協議

18 第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備

現在埋立てを行っている第二最終処分場については、定期的に水質検査等を行い、結果を公表するなど、引き続き、環境基準を遵守した適正な維持管理に努めます。また、処分場の延命化を図るため、埋立物の減量化と搬入物管理を徹底します。

1995 (H7) 年 2 月に埋立てを完了した第一最終処分場跡地については、今後とも公園としての跡地利用を継続できるよう、周辺の環境保全と適正管理に努めます。

なお、第二最終処分場については、埋立て完了後の跡地整備について、周辺環境との調和や地元住民の要望などを踏まえた施設として検討を進めます。

【主な取組】

- ・ 第一最終処分場跡地及び第二最終処分場の適正管理

- ・第二最終処分場跡地の整備に向けた検討

Ⅲ－Ⅲ 緊急時のごみ処理対策

19 災害時等緊急時への対策

水戸市地域防災計画に基づき、災害廃棄物の適正な処理を行うための清掃計画の策定を進め、災害廃棄物の撤去や処理等を適正に行います。

また、災害発生時における他の自治体や関係諸団体との連携を強化します。

さらに、災害発生時に必要な設備や機材の確保など、その対策と整備を図ります。

【主な取組】

- ・地域防災計画に基づく清掃計画の策定
- ・災害廃棄物の適正処理及びリサイクル
- ・周辺自治体との連携強化
- ・災害時のごみ処理に係る相互応援・支援体制の確立
- ・廃棄物処理施設の防災体制の整備

施策における主な取組のスケジュール

I-i 啓発活動・環境教育による意識改革	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
1 環境教育の推進		
1-1 リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進	-----> 計画	-----> 実施
1-2 環境イベントの開催（環境フェスタ，親と子のごみ減量教室等）	-----> 実施	-----> 点検・実施
1-3 ごみ処理施設の見学会等の開催	-----> 実施	-----> 点検・実施
1-4 出前講座	-----> 実施	-----> 点検・実施
2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充		
2-1 新たにごみ関連刊行物の発行	-----> 計画	-----> 実施
2-2 タイヤや消火器など，市で処理できない物の処理方法等の周知	-----> 実施	-----> 点検・実施
2-3 エコ・ショップ認定事業所の拡充	-----> 実施	-----> 点検・実施
2-4 ホームページ，スマートフォン等を活用した情報提供の充実	-----> 実施	-----> 点検・実施
2-5 ごみ減量に関する情報の発信及び周知	-----> 実施	-----> 点検・実施
3 不法投棄の防止及び環境美化の推進		
3-1 ごみの不法投棄防止への意識啓発	-----> 実施	-----> 点検・実施
3-2 ごみの不法投棄防止監視活動の推進	-----> 実施	-----> 点検・実施
3-3 環境美化キャンペーン活動の実施	-----> 実施	-----> 点検・実施
I-ii ごみの発生・排出を抑制する具体的取組	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進		
4-1 再使用品の情報提供	-----> 計画	-----> 実施

	4-2	マイバッグ持参の推進	実施	点検・実施
	4-3	リサイクル品の優先購入の促進	計画	実施
5 家庭における生ごみ減量化の推進				
	5-1	講座、刊行物等による生ごみ抑制に係る情報提供	計画	実施
	5-2	生ごみ処理機器購入費補助制度の周知	実施	点検・実施
6 ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成				
	6-1	家庭系ごみの有料制導入による効果の検証	計画	実施
	6-2	ごみ処理手数料の見直しの検討	計画	実施
	6-3	ごみ減量表彰制度の推進	実施	点検・実施
7 民間独自ルートによる減量化の推進				
	7-1	適正な分別及び再資源化の啓発・指導	計画	実施
	7-2	シュレッダーくずなどの資源化ルートの確立に向けた検討	計画	実施
8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底				
	8-1	事業系ごみ量の実態把握のための調査	実施	点検・実施
	8-2	多量にごみを排出する事業者に対する減量指導の強化	実施	点検・実施
	8-3	家庭系ごみへの混入防止の指導強化	実施	点検・実施
	8-4	一般廃棄物収集運搬業者等と連携した資源分別収集システムの形成	実施	点検・実施
	8-5	事業系ごみの分別及び適正排出の周知	実施	点検・実施
	8-6	事業者に対するごみ減量セミナーの開催、実施事例情報の提供	実施	点検・実施
	8-7	事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成の検討	実施	点検・実施
	8-8	事業系ごみの適正な処理運営及び新たな処理方法の検討	計画	実施
II-i 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組			(前期) H26~H30	(後期) H31~H35
9 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大				
	9-1	ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の実施	計画	実施

	9-2 使用済小型家電の対象品目の拡充	----->	----->
		計画	実施
	9-3 有害ごみの分別区分の見直し	----->	----->
		計画	実施
	9-4 申込制による粗大ごみの戸別収集	----->	----->
		計画	実施
10	その他再資源化区分の検討		
	10-1 事業系生ごみの再資源化に関する調査及び再資源化の推進	----->	----->
		計画	実施
	10-2 紙製容器包装の再資源化に関する調査及び収集方法の検討	----->	----->
		計画	実施
	10-3 ごみ焼却灰等の有効利用	----->	----->
		計画	実施
II-ii 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組		(前期) H26~H30	(後期) H31~H35
11	市民, 事業者におけるリサイクル実践行動		
	11-1 フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムへの登録推進	----->	----->
		実施	点検・実施
	11-2 集団資源物回収の充実	----->	----->
		実施	点検・実施
	11-3 店頭及び回収拠点等の拡大	----->	----->
		実施	点検・実施
12	行政におけるリサイクル実践行動		
	12-1 フリーマーケットやリサイクルショップ等の関連情報提供システムの構築	----->	----->
		実施	点検・実施
	12-2 集団資源物回収の啓発及び促進	----->	----->
		実施	点検・実施
	12-3 職員の減量意識の徹底	----->	----->
		実施	点検・実施
	12-4 学校給食等における生ごみのリサイクルの実施	----->	----->
		実施	点検・実施
	12-5 公園等のせん定枝の活用推進	----->	----->
		実施	点検・実施
III-i 適正なごみ排出, 効率的なごみの収集・運搬		(前期) H26~H30	(後期) H31~H35

13 ゴミ排出ルールの指導徹底			
13-1	ゴミ排出ルールの指導	実施	点検・実施
13-2	自治会未加入者・外国人市民等に対するゴミの分け方と出し方の周知徹底	実施	点検・実施
13-3	搬入物検査の実施及び適正搬入に向けた指導	計画	実施
14 収集運搬体制の効率化及びゴミ収集サービスの向上			
14-1	リサイクルと適正処理に適した収集運搬体制の確立	実施	点検・実施
14-2	収集運搬における民間活力の活用の検討	計画	実施
14-3	ゴミの排出等に係るボランティア団体との連携	実施	点検・実施
14-4	申込制による粗大ゴミの戸別収集（再掲）	計画	実施
15 収集運搬作業環境の向上			
15-1	労働安全研修会の実施と職員の意識向上	実施	点検・実施
15-2	有害ゴミの分別収集の実施（再掲）	計画	実施
15-3	環境負荷の少ない収集車の導入	実施	点検・実施
16 地域における適正排出及び分別の促進			
16-1	地域と連携した取組の強化	実施	点検・実施
Ⅲ- ii 施設整備及び施設の適正管理		(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
17 新ゴミ処理施設の整備			
17-1	高効率発電施設として機能する焼却施設の整備	実施	点検・実施
17-2	環境学習の場及びリユース推進の場としても機能するリサイクルセンターの整備	計画	実施
17-3	新最終処分場の整備	実施	点検・実施
17-4	小吹清掃工場の適正な維持管理及び跡地の整備に向けた検討	実施	点検・実施

17-5	市域全域での単独処理への移行等に向けた一部事務組合との協議	計画	実施
18	第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備		
18-1	第一最終処分場跡地及び第二最終処分場の適正管理	実施	点検・実施
18-2	第二最終処分場跡地の整備に向けた検討	実施	点検・実施
Ⅲ-iii 緊急時のごみ処理対策		(前期) H26~H30	(後期) H31~H35
19	災害時等緊急時への対策		
19-1	地域防災計画に基づく清掃計画の策定	計画	実施
19-2	災害廃棄物の適正処理及びリサイクル	実施	点検・実施
19-3	周辺自治体との連携強化	実施	点検・実施
19-4	災害時のごみ処理に係る相互応援・支援体制の確立	実施	点検・実施
19-5	廃棄物処理施設の防災体制の整備	実施	点検・実施

3 計画の推進体制

目標達成に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみの減量化，資源化に向けた取組を実践するだけでなく，連携・協力し，積極的に取り組むことがより重要となります。目標達成に向けた本計画の役割は次のとおりです。

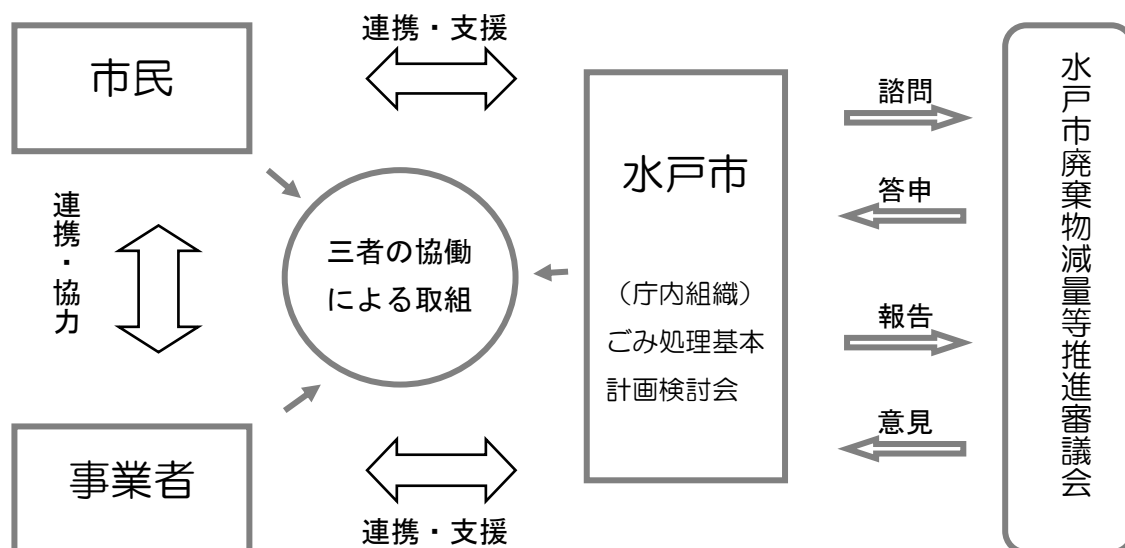


図4-1 計画の推進体制

【市民の役割】

- ・ごみの排出の抑制，再利用の推進により，ごみの減量に努めます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関する市の施策に協力します。

【事業者の役割】

- ・事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理します。
- ・ごみの発生抑制，再利用の推進等により，ごみの減量に努めます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関する市の施策に協力します。

【行政の役割】

- ・ごみの減量及び適正な処理を図るため，ごみの排出の抑制，再利用の促進等に関する必要な措置を講じます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関し市民の自主的な活動の促進及び支援に努めます。
- ・ごみの減量及び適正な処理に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めます。
- ・施策の実施及びその結果については，水戸市廃棄物減量等推進審議会による評価を受けます。

【具体的な役割の例】

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 使い捨て商品・容器の使用を避ける。・ 捨てる前に修理，再使用，再資源化できるかを考える。・ 再生品，詰め替え品，環境にやさしいエコマーク商品等を積極的に利用する。・ 過剰包装等不必要なサービスは断る。・ マイバッグ，マイバスケット等を利用し，レジ袋は断る。・ 生ごみの水切りを実施する。・ 分別を徹底し，資源回収できるものはごみとして出さないようにする。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 簡易包装を実施し，レジ袋の減量に努める。・ 再生資源を利用した商品の製造，販売に努める。・ 店頭での資源物回収など，自主的なリサイクル活動に積極的に努める。・ 事業活動に伴って排出する廃棄物の減量・再資源化に積極的に努める。・ 排出したごみについて，排出者としての責任を持つ。・ 市の行うごみ減量・再資源化施策に積極的に協力する。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 市民，事業者に対するごみ減量・再資源化の推進について，周知啓発を実施する。・ 市民，事業者へのごみに関する情報を提供する。・ 学校教育における環境教育の充実を図る。・ ごみ減量に関する有効な施策を実行する。・ ごみの安定かつ効率的な収集，処理体制の確立を図る。・ 資源物の効果的な回収に努め，再資源化を図る。

4 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、循環型社会の構築に向けた目標の達成状況や各施策の進捗状況を把握し、Plan(計画の策定・見直し)、Do(施策の実施・運用)、Check(施策の評価)、Act(検討・改善)によるPDCAサイクル手法により計画の進行管理を行います。

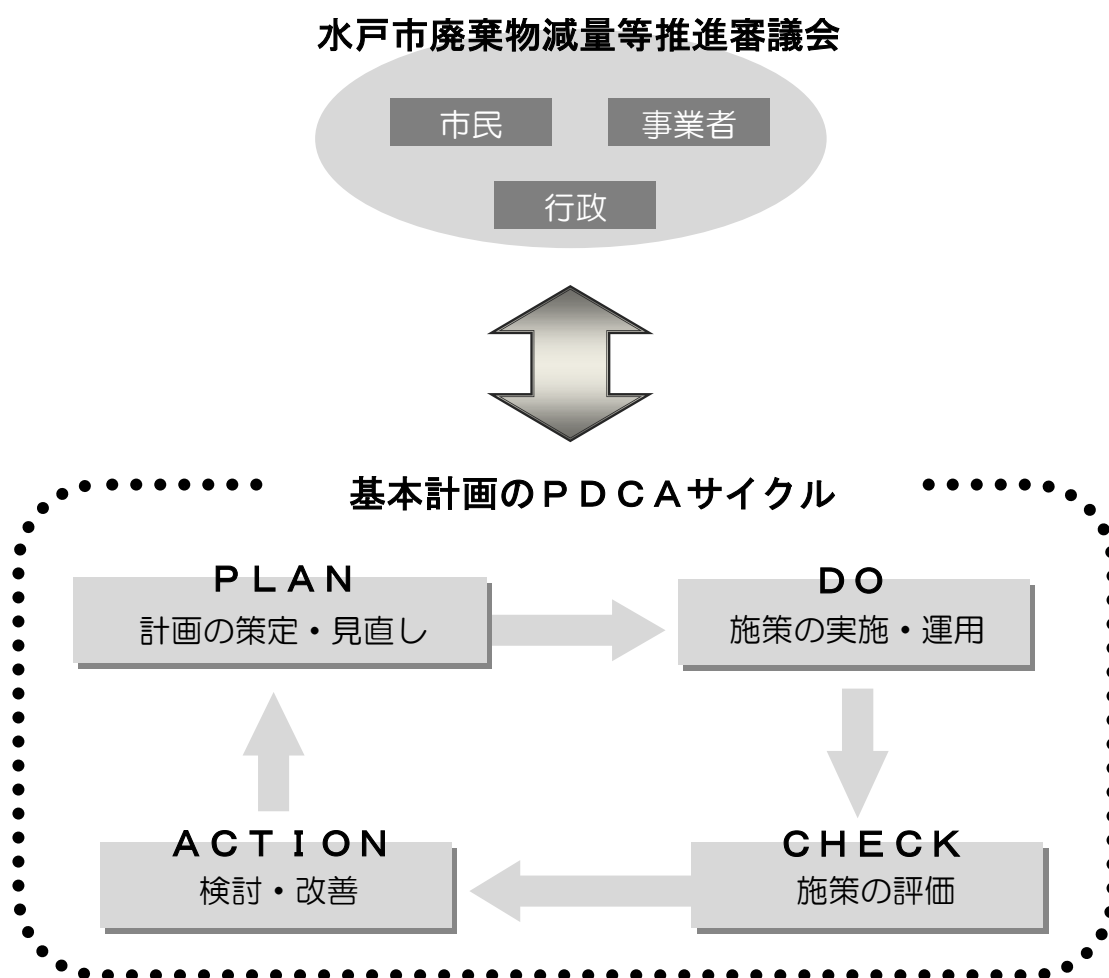


図4-2 PDCAサイクル